

本人通知制度について

1 本人通知制度とは、住民票の写し等(※1)を代理人又は第三者(※2)に交付した場合、交付した事実について通知する制度です。

なお、制度が利用できるのは登録者に限り、通知の対象は登録者の住民票の写し等を交付した場合に限ります。(同一の住民票等に記載のある者であっても、登録をしていなければ対象となりません。)

(※1) 住民票の写し等とは、住民票の写し(除住民票の写しを含む。)、戸籍の附票の写し(戸籍の除附票の写しを含む。)、戸籍謄(抄)本(除籍謄(抄)本、改製原戸籍謄(抄)本を含む。)をいいます。

(※2) 第三者とは、住民票の写しにおいては「同一世帯」以外の者、戸籍及び戸籍の附票の写しにおいては「戸籍に記載のある者、その配偶者、直系親族」以外の者であり、個人、法人、八業士(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士)をいいます。

2 登録等の申出の受付は、綾川町役場住民生活課及び綾上支所で行います。(閉庁日を除く)

3 代理人(法定代理人・任意代理人)による登録が可能です。

4 郵送による登録等の申し出が可能です。

5 登録期限は、設けていません。但し、廃止の届出、死亡、失踪宣告等の場合は廃止となります。

6 転出、転籍等により、登録事項に変更が生じたときは届出をして下さい。変更の届出がない場合は、登録を取り消す場合もありますのでご注意ください。

また、登録期間満了前に登録の廃止をするときも届出が必要です。

なお、登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたとき又は対象となる証明書が綾川町に存在しなくなったとき(除票の保存期間満了等)は、登録を取り消します。

7 本人通知書の記載事項は、①交付年月日、②交付証明書の種別、③交付枚数、④交付請求者の種別の4事項です。交付請求者の氏名、住所等を通知することはできませんので、あらかじめご了承ください。

なお、④の交付請求者の種別は「本人の代理人請求」「第三者請求・個人」「第三者請求・法人」「第三者請求・八業士(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士)」の4種類です。

8 本人通知制度において必要な場合は、登録者の住民票、戸籍等について、他の市区町村への調査を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

9 本人通知制度は住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害防止の一助を目的とする制度です。これ以外の目的で本制度を利用しないことに同意のうえ、登録申し出をしてください。